

平成 23 年 6 月 22 日

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止対象業者及び住所

業者名 高田プラント株式会社

住 所 青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字向田 1 番地 44

2. 指名停止の期間 平成 23 年 6 月 22 日から平成 24 年 3 月 21 日まで（9 ヶ月）

3. 指名停止の理由

代表役員が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起されたため
基準 19

高田プラント株式会社の役員が六ヶ所村議会議員選挙において、自身が務める会社従業員に虚偽の住所登録をさせたうえで投票させたとして、公職選挙法違反及び電磁的公正証書原本不実記録の罪で 6 月 16 日に青森地方検察局より起訴されたため。

平成23年6月22日

指名停止措置の概要

1. 指名停止対象業者及び住所

業者名 原燃エンジニアリング株式会社

住所 青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字向田1番地44

2. 指名停止の期間 平成23年6月22日から平成24年3月21日まで（9ヶ月）

3. 指名停止の理由

代表役員が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起されたため
基準19

原燃エンジニアリング株式会社の役員が六ヶ所村議会議員選挙において、自身が務める会社従業員に虚偽の住所登録をさせたうえで投票させたとして、公職選挙法違反及び電磁的公正証書原本不実記録の罪で6月16日に青森地方検察局より起訴されたため。